

令和8年度 債却資産（固定資産税）申告のご案内

1. 申告していただく方

令和8年1月1日現在において、事業（営業、農業、不動産業など）をしている個人や法人の方が対象です。また、債却資産を共有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告ください。

2. 申告受付期間：令和8年1月5日（月）～30日（金）

申告期限が近づくと窓口が混雑します。早めのご提出にご協力ください。

3. 申告の方法及び提出書類

【書類提出により申告される方】

下記の区分により、書類を提出してください。なお、控えの返送をご希望の方は、必ず申告書の写しと返信用封筒（切手貼付・宛先記入）を同封してください。

申告いただく方		申告の対象となる資産	提出書類
eLTAXにより申告される方	令和8年1月1日現在、高畠町内にある全ての事業用資産	申告書に令和8年1月1日現在の評価額、決定価格、課税標準額、件数を出力のうえ、債却資産種類別明細書を添付してください。	
電算処理される方			・債却資産申告書 ・債却資産種類別明細書（全資産の明細書）
初めて申告される方			・債却資産申告書 ・債却資産種類別明細書
該当資産のない方			・債却資産申告書 ※申告書「18備考」欄の「3.該当資産なし」を○で囲んでください。
前年度申告された方	資産の増減・変更のある方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加または減少した債却資産 ・申告漏れ資産があった場合は過年度に遡って修正申告をしていただきます。	・債却資産申告書 ・債却資産細目一覧表 (資産が印字されているもの及び手書き追加分) ・債却資産種類別明細書 (債却資産細目一覧表に異動分（増減、修正）を直接記入して申告する場合は、提出不要です。)
	増加減少のない方		・債却資産申告書 ・債却資産細目一覧表 (資産が印字されているもの)
	該当資産がない方		・債却資産申告書 ※18備考の「3.該当資産なし」を○で囲んでください。
	事業を廃業された方		・債却資産申告書 ※18備考の「4.廃業・解散・転出等」を○で囲み、その年月日を記入してください。 ・債却資産細目一覧表（資産が印字されているもの）

【eLTAXにより申告される方への注意点】

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についてはeLTAXヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAXホームページをご覧ください。

電話：0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合：03-6745-0720

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

※「プレ申告データを活用」を利用しての申告は、高畠町ではできません。

★正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法386条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法385条の規定により、罰金を科されることがあります。

4. 申告書の提出先

高畠町役場 税務課 資産税係

〒992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地
TEL 0238-52-2078 FAX 0238-52-4714

●償却資産とは…

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産（鉱業権、特許権、その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。ここでいう「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

申告が必要な資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる上記の資産が対象ですが、次のようなものが該当します。

- (1) 減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの。（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）
- (2) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。
 - ・簿外資産、償却済資産（減価償却の終わった資産：所得税・法人税で残存簿価1円の資産）
 - ・建設仮勘定で経理されている資産
 - ・遊休資産（いつでも稼動できる状態にある資産）
 - ・未稼働資産（まだ稼動していないが、すでに完成している資産）
 - ・決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (3) 割賦購入資産で割賦代金の完済していないものであっても、既に事業の用に供している資産。
- (4) 耐用年数が1年未満または取得価額10万円未満の資産であっても、一時に損金または必要な経費に算入しなかったもの。また、取得価額20万円未満の資産で一括して3年間で償却を行わない資産。また、**取得価額30万円未満の資産で全額損金算入した資産（即時償却資産：租税特別措置法特例）**
- (5) 赤字決算等のために減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能なもの。
- (6) 修理、改良のために支出した金額のうち、「資本的支出」に該当するものは、新たな資産の取得とみなされますので、本体とは別個に申告が必要です。
- (7) 資産の所有者が、他の事業者に事業用として貸し付けている資産。
- (8) 事業主がその従業員の利用に供するために設置している福利厚生施設。
- (9) 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車。
- (10) 貸借人が賃借している家屋に施した内装・造作及び建築設備。

■申告の対象となる資産を種類別に例示すると次の表に掲げるとおりです。

種類		主な償却資産の例
1	構築物	構築物：門、塀、受変電設備、広告塔、舗装路面、外構工事、庭園、貯水槽、 消雪設備、ビニールハウス（基礎有り）など 建物附属設備：建築設備、内装、内部造作など（注1参照）
2	機械及び装置	農業用機械、工作機械、土木機械、電気機械、建設機械、印刷機械、ボイラー、 その他製造・加工修理用機械及び装置など
3	船舶	ボート、釣船、貸船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が、0、00～09、000～099、9、90～99、900～999のもの）、 構内運搬車、鉄道用車両など（自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く。）
6	工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、パソコン、コピー機、自動販売機、医療機器、音響機器、 エアコン、計量器、厨房用品、金型、工具、除雪機、ビニールハウス（基礎無し）など

（注1）電気設備、ガス設備、給排水設備などの家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるものを建築附属設備（建築設備）といいます。この建築設備は、本来家屋として取り扱われますが、所有名義人の異なる建物に取り付けた事業用の造作及び建築設備は、償却資産として取り扱われます。

申告の必要がない資産

次の資産は、固定資産税の課税対象となりませんので、申告の必要はありません。

- (1) 自動車税、軽自動車税の対象となる資産
- (2) 上の(1)の付属品（取り外しができないカーナビ、トラクター用アタッチメント等）
- (3) 無形減価償却資産（特許権、営業権、商標権、ソフトウェアなど）
- (4) 繰延資産（開業費、試験研究費など）
- (5) 棚卸資産（貯蔵品、商品など）
- (6) 書画、骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは対象です。）
- (7) 生物（ただし、観賞用、興行用などの生物は対象です。）
- (8) 耐用年数が1年未満または取得価額10万円未満の資産で、一時に損金または必要な経費に算入したもの。
また、取得価額20万円未満の資産で一括して3年間で償却する資産。

●リース資産について

リース資産は、リース契約の内容によって資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人（会社）に申告していただく場合があります。大きく分類すると、契約内容に応じた償却資産の申告は次の表のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
〈通常の賃貸借契約によるリース資産〉 特徴：賃貸期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収、など。	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
〈実際の売買にあたるようなリース資産〉 特徴：所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合。	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※所有権移転外ファイナンスリース取引のリース資産については、所有者（リース会社）が該当資産を取得した時の取得価額が20万円未満である場合は申告対象外となります。

●実地調査について

申告書受理後、地方税法第353条および第408条に基づいて実地調査を行うことがあります。その際は、国税申告書添付書類（減価償却資産の計算書等）を提出してくださるようお願いします。なお、実地調査に伴って、修正申告をしていただくことがあります。その場合、現年度だけでなく、地方税法第17条の5第5項の規定により、資産を取得された翌年度まで最大5年遡って課税することもありますので、予めご承知おきください。職員が伺いましたら、調査にご協力くださいますようにお願いいたします。

●課税標準の特例

地方税法第349条の3および同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。特例適用を受ける資産がある場合には、「償却資産種類別明細書」の摘要欄に記載とともに、確認できる書類を添付してください。

●償却資産に対する課税

(1) 評価の方法

「固定資産評価基準」に基づき、個々の資産の取得価額を基準として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮し評価します。ただし、計算により求めた評価額が、取得価額の5/100以下の場合は、取得価額の5/100とします。

※所得税・法人税の取扱い（残存簿価1円まで償却可能）とは異なります。

	前年中に取得したもの	前年前に取得したもの
評価額	取得価額 × (1 - 減価率/2)	前年度の評価額 × (1 - 減価率)

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。取得価額は、原則として国税の取扱いと同様です。また、減価率は、原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

(2) 価格の決定

償却資産の評価額を価格と決定し、その価格が課税標準額となります。

(3) 税額の計算

課税標準額（土地・家屋を所有する場合は、それらの課税標準額を含む）から1,000円未満を切り捨てた額に1.4%を乗じ、100円未満を切り捨てた額が税額となります。

(4) 免税点：150万円 課税標準額が150万円に満たない場合は課税されません。

【減価率および減価残存率一覧表】

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)			前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)			前年中取得分(1-r/2)	前年前取得分(1-r)
2	0.684	0.658	0.316	15	0.142	0.929	0.858	28	0.079	0.960	0.921
3	0.536	0.732	0.464	16	0.134	0.933	0.866	29	0.076	0.962	0.924
4	0.438	0.781	0.562	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	18	0.120	0.940	0.880	31	0.072	0.964	0.928
6	0.319	0.840	0.681	19	0.114	0.943	0.886	32	0.069	0.965	0.931
7	0.280	0.860	0.720	20	0.109	0.945	0.891	33	0.067	0.966	0.933
8	0.250	0.875	0.750	21	0.104	0.948	0.896	34	0.066	0.967	0.934
9	0.226	0.887	0.774	22	0.099	0.950	0.901	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	23	0.095	0.952	0.905	36	0.062	0.969	0.938
11	0.189	0.905	0.811	24	0.092	0.954	0.908	37	0.060	0.970	0.940
12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912	38	0.059	0.970	0.941
13	0.162	0.919	0.838	26	0.085	0.957	0.915	39	0.057	0.971	0.943
14	0.152	0.924	0.848	27	0.082	0.959	0.918	40	0.056	0.972	0.944

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

〔計算例〕

パソコン：取得価格250,000円、取得時期：令和7年3月、耐用年数4年の場合

(前年中取得のものの減価残存率…0.781)

(前年前取得のものの減価残存率…0.562)

(小数点以下切り捨て)

$$\text{令和8} \quad 250,000\text{円} \times 0.781 = 195,250\text{円}$$

$$\text{令和9} \quad 195,250\text{円} \times 0.562 = 109,730\text{円}$$

$$\text{令和10} \quad 109,730\text{円} \times 0.562 = 61,668\text{円}$$

$$\text{令和11} \quad 61,668\text{円} \times 0.562 = 34,657\text{円}$$

$$\text{令和12} \quad 34,657\text{円} \times 0.562 = 19,477\text{円}$$

$$\text{令和13} \quad 19,477\text{円} \times 0.562 = 10,946\text{円} < 12,500\text{円}$$

※令和13年度で算出額が取得価格の5% (12,500円) より小さくなるので、以降12,500円で評価されます。

◎償却資産申告書(課税台帳)の記載例

1. 住所(又は納税通知書に記載の住所)及び電話番号を正確に記載してください。また、ビル等に入居して場合は、ビルの名称、階数及び建物番号を記載してください。

2. 氏名を記載してください。
(押印不要です)

個人番号を記載

5. 高畠町内での事業開始月を記載して下さい。
具体的に記載してください。
(例えば、自動車販売業等)

6. この申告について応答できる方の氏名、氏名及び電話番号を記載して下さい。

7. 税理士等に経理をお願いしている場合は、その氏名及び電話番号を記載して下さい。

令和 8 年 1 月 20 日
高 田 長 様
○×市◆まち
ひらふ
付印

令和 8 年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

10

二) 令和8年1月1日現在所有の
全資産の合計を記載してください。
(細目一覧表種類別明細書
との合計と一致します)

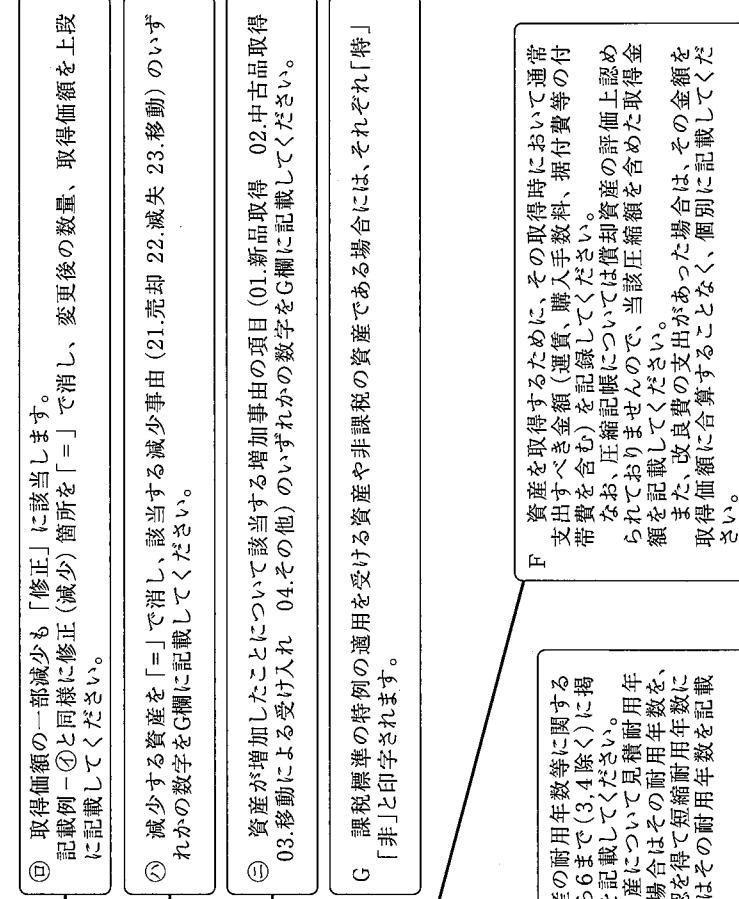
(ホ) (ヘ) (ト)
網掛け部分は記載しないでください。
(電算により全資産申告する場合は除きま

細目一覽表·種類別明細書上一致

◎償却資産細目一覧表の記載例

前 年 度 の 資 産 (昨年申告分) 傷 却 資 産 細 目 一 質 表 氏名 高畠 太郎 (個人番号 99999999) 1ページ

A	B	C	D	E	F	G
資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期 年月	耐用 年数	取 得 価額 (円)
記載例-① プリントされている内容を修正する場合						
124	6	パソコンPB-205 マウスPB-105=	1	4 19 11	4	234,000
記載例-② プリントされている資産の一部が減少した場合						
125	6	ロッカー	12 手	4 21 05	8	240,000 -300,000
記載例-③ プリントされている資産が減少した場合(耐用年数が過ぎても減少とはなりません)						
126	6	スキーディスク機	1	4 15 11	10	680,000
記載例-④ 資産が新たに増加した場合(新規取得など)						
127	1	アスファルト舗装 (駐車場)	1	5 07 07	10	1,600,000
A 該当する種類の番号を記載してください。						
1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬工具 6. 工具、器具及び備品						
B 資産の名称及び規格等を記載してください。 中古で取得した資産は「(中古)」と記述してください。						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						



[注] 取得時期や取得価格等について、修正がある場合は、申告対象年度の修正申告書の提出をお願いすることがあります。

特例・非課税

取得時期の号

種類
1.構築物 2.機械及び装置 3.船舶 4.航空機
5.車両及び運搬具 6.工具、器具及び備品

3.昭和 4.平成 5.令和

年月日
高畠町長 殿

令和 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

*所有者コード

所 有 者	(フリガナ) 1 住 所 (又は納税通知書送付先)	(電話)	3 個人番号又は法人番号							8 短縮耐用年数の承認	有・無
	(フリガナ) 2 氏 名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		4 事業種目 (資本金等の額)	() 百万円					9 増加償却の届出	有・無	
	5 事業開始年月	年 月					10 非課税該当資産	有・無			
	6 この申告に応答する者の係及び氏名	(電話)					11 課税標準の特例	有・無			
	7 税理士等の氏名	(電話)					12 特別償却又は圧縮記帳	有・無			
							13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法			
							14 青色申告	有・無			

資産の種類	取 得 価 額												15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	①----- ②----- ③-----	
	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)					
	十億	百万	千	円		十億	百万	千	円		十億	百万	千	円	①----- ②----- ③-----
1 構築物															
2 機械及び装置															
3 船舶															
4 航空機															
5 車両及び運搬具															
6 工具器具及び備品															
7 合 計															

資産の種類	評 価 額 (上)			※ 決 定 価 格 (中)			※ 課 税 標 準 額 (下)			件 数	18 備考(添付書類等)				
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円			
1 構築物															
2 機械及び装置															
3 船舶															
4 航空機															
5 車両及び運搬具															
6 工具器具及び備品															
7 合 計															

全ての入力を忘れずに行ってください。
(切り捨て等をせず、実数で入力してください。)

各資産ごとの保有件数を必ず
入力してください。

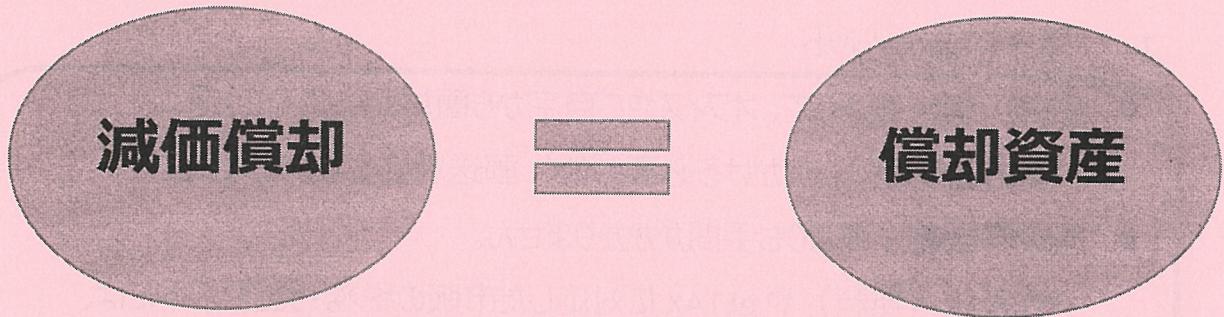
所有者の氏名又は名称			令和 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)											枚のうち 枚目										
行番号	資産コード	資産の種類	資産の名称等			数量	取得年月			(イ) 取得価額			耐用年数	減価残存率(口)	(ハ) 価額			※課税標準の特例		※課税標準額			増加事由	摘要
							年号	年	月	十億	百万	千円			十億	百万	千円	コード	率	十億	百万	千円		
01						5															1・2 3・4			
02						5															1・2 3・4			
03						5															1・2 3・4			
04						5															1・2 3・4			
05						5															1・2 3・4			
06						5															1・2 3・4			
07						5															1・2 3・4			
08						5															1・2 3・4			
09						5															1・2 3・4			
10						5															1・2 3・4			
11						5															1・2 3・4			
12						5															1・2 3・4			
13						5															1・2 3・4			
14						5															1・2 3・4			
15						5															1・2 3・4			
16						5															1・2 3・4			
17						5															1・2 3・4			
18						5															1・2 3・4			
19																					1・2			
20																								

申告の際、種類別明細書を忘れずに添付ください。

税務課からのお願いです。もう一度、確認願います！！

その申告書の内容、 正しく記載されていますか？？

減価償却と償却資産申告は…



※減価償却時に圧縮記帳で申告してあっても、償却資産は取得金額での申告です。

ただし！

- 固定資産税の土地、家屋に該当する資産は除きます。
- 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は除きます。

例) トラクター、スピードスプレイヤー、コンバイン、乗用田植機、トレーラーなど

『申告するのを忘れていた資産』 があった場合には…

税務課資産税係まで、ご相談ください！！

電話: 0238-52-2078(資産税係直通)

※償却資産申告は地方税法第383条により、資産を所有されている方は申告が義務付けられています。

固定資産税（償却資産）を申告するみなさまへ

eLTAX（エルタックス）の電子申告を ぜひご利用ください！

1. 電子申告のメリット

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告できます。
→混み合う窓口に出かける必要がなく、郵送料金もかかりません。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。
→PCdesk（無料）や eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトには、
申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの地方
団体分の申告書を作成・送信することが可能です。

2. eLTAX のご案内

- 利用時間 8：30～24：00
(土日祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く)
- ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- よくあるご質問 疑問点がある場合は、eLTAX ホームページの
「よくあるご質問」をご覧ください。
<https://eltax.custhelp.com/>

3. PCdeskについて

eLTAX のホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/software/>)
から PCdesk をダウンロードいただけます。
申告書の作成をサポート、全国の地方団体へ一括申告などの
機能があります。

農耕作業用等の小型特殊自動車及びトレーラは 軽自動車税(種別割)の課税対象となります。

コンバイン・田植機等の農作業専門の小型特殊自動車(農耕作業用)や、フォークリフト等の運搬・特殊な作業をする小型特殊自動車(その他用)は、固定資産税ではなく軽自動車税(種別割)で課税対象となり、公道を走行しなくともナンバープレートの取得が必要です。

◎ナンバープレートの必要な車両・車両区分の判別などは裏面参照

※令和元年12月25日から、農耕作業用トレーラ(けん引式農作業機)が固定資産税(償却資産)の課税対象外になり、小型特殊自動車(農耕作業用)として課税対象となりました。

令和元年12月24日以前

固定資産税

で課税

農耕作業用トレーラ



令和元年12月25日以後

軽自動車税

で課税

☆必要な手続きについて

小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を買い替えした場合は、登録の手続きが必要となります。旧車両については廃車の登録、新車両については新規登録が必要になりますので、旧車両のナンバーをご持参のうえ、3月31日までに税務課窓口にて手続きしてくださるようお願いします。ナンバーの返却がない場合は、弁償金として100円納めていただきます。(盜難等の場合を除く)



※車両を買い替えた際は、付け替えず必ず新たなナンバーの交付を受けてください。

◎ナンバープレート交付(登録)・返納(廃車)手続きの詳細

車の種類	手続きの場所	手続きの際にお持ちいただくもの
・小型特殊自動車 (農耕作業用含む)	高畠町役場1階税務課 ☎0238-52-4477	登録時：販売・譲渡証明書 自動車損害賠償責任保険証 車両の詳細がわかるもの (メーカー・車台番号・型式等)
・ミニカー	またはお住まいの市区町村の 役所(役場)窓口	
・125cc以下のバイク		
・特定小型原動機付自転車		廃車時：ナンバープレート

☆お持ちの車両の判別☆

☆ナンバープレートの取得が必要な小型特殊自動車の要件

注意：公道を走らない場合でも、下の条件に当てはまればナンバープレートの取得が必要です。

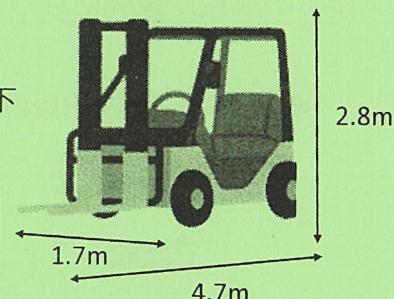
◎農耕作業用(年税額:2,400円)

- ・乗用機能がある・最高速度35km/h未満のもの・農業専門の機能をもつもの

※令和元年12月25日から、農耕作業用トレーラ(けん引式農作業機)が固定資産税(償却資産)の課税対象外になり、小型特殊自動車(農耕作業用)として課税対象となりました。

◎その他小型特殊自動車(年税額:5,900円)

- ・最高速度15km/h以下・長さ4.7m以下・幅1.7m以下・高さ2.8m以下



☆車両種別判別用一覧☆

農耕作業用

農耕作業用小型特殊自動車

- 農耕トラクター
- 農耕用薬剤散布車（スピードスプレーヤ）
- 刈取脱穀作業車(コンバイン)
- 堆肥散布機（マニュアスプレッダー）
- 田植機 ○乗用草刈り機
- 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車
- 農耕用トレーラ(けん引式農作業機)
- 運搬用トレーラ
- 集草機（ロールベーラー）
- 薬剤散布機（スプレーヤ） 等

その他用

農耕作業用に該当しない小型特殊自動車

- タイヤ・ローラ ○ロード・ローラ ○グレーダ
- ミニバックホー(ショベルカー) ○ホイール・ローダ
- ロード・スタビライザ ○スクレーパ ○ダンパ
- ロータリ除雪自動車 ○アスファルト・フィニッシャ
- タイヤ・ドーザ ○モータ・スイーパ
- ホイール・ハンマ ○ホイール・ブレーカ
- フォーク・リフト ○フォーク・ローダ
- ホイール・クレーン ○ストラドル・キャリア
- ホイール・キャリア ○ターレット式構内運搬自動車
- 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車
- 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び特殊な構造を有する自動車 等

注意：その他用に該当する車両を農業のために買った場合でも、農耕作業用での申請はできません。

※お持ちの車両の区分がわからないなど軽自動車税のことでの不明な点がございましたら、役場税務課住民税係の軽自動車税担当までお問い合わせください。

高畠町役場税務課住民税係

軽自動車税担当

☎:0238-52-4477